

## 国土強靱化の推進について

関東部会提出  
説明担当 佐野市

我が国は、東日本大震災において未曾有の大災害を経験しました。また、近年では、台風、集中豪雨等による水害、土砂災害等が激甚化し、さらに今後は、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の巨大地震の発生も予想されています。

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、平成 25 (2013) 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行しました。

これにより、各地方公共団体においては、国土強靱化を進める第一歩として国土強靱化地域計画の策定が求められていますが、遅々として進まない状況が見受けられます。このことから、一刻も早く各地方公共団体の国土強靱化の取組を進め、更に広域連携による取組を行うことで、いかなる災害等が発生しても、被害を減らし迅速な復旧・復興につなげることができるよう、下記事項について要望いたします。

### 記

- 1 国土強靱化地域計画に基づく取組を強力に推進するため、国土強靱化に特化した財政支援制度を創設すること。
- 2 関係府省庁においては、国土強靱化の推進に関し、交付金・補助金等の様々な支援制度があるが、国土強靱化地域計画を策定した自治体が行う事業、さらには広域連携による事業に対し、上乘せなどの財政措置を講じること。